

官民対話の結果

1. 事業全体について

No.	議題	対話における確認事項	回答
1-1	設計工程について	事業者は、設計期間と建設期間を少しでも伸ばすために、2018年9月「落札者決定及び公表」後、速やかに設計業務に取り掛かりたく、市と事業者間で、設計業務に事業締結前に取り掛かるための書面交付を、事業者の権利として設定頂きたく考えておりましたが、本公告資料上において、そのような主意が明記された文面箇所はありましたでしょうか。	基本協定書（案）第8条に記載のとおり、落札者は事業契約成立前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことは可能です。

3. 建設計画について

No.	議題	対話における確認事項	回答
3-1	駐車場予定地の地中埋設物発生による工程リスクについて	本事業駐車場建設予定地の地中埋設物に対して、位置を推察しての設計施工検討を行った上でもなお予想できない干渉物が発覚した場合、「施工工程遅延」と、それに起因する「駐車場供用開始遅延」のリスク負担については、貴市はどのようにお考えでしょうか。	事業契約書（案）第25条及び第37条に記載のとおりです。
3-2	造成工事（市事業）の施工計画について	施工計画の提案内容を事業者考察するために、本事業入札前に、市事業で行う造成工事の概要と、施工図面、造成対象範囲の変遷等について、図示頂きたくお願いいたします。	市HPにて、資料を公表します。
3-3	既存遊及工事と大屋根施工時の仮囲配置とマリンメッセ出入口制限	前回公告と比べて工期が1か月短縮したことが、現状のマリンメッセ出入口付近にかかる仮設計画において、安全面等多側面での不効率な状況が予測されるため、マリンメッセ出入口の一定期間変更(西面出入口の迂回臨時利用など)を設定していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	マリンメッセ福岡の出入口変更の位置や期間については、提案内容を踏まえたくえで、運営者と協議の後、詳細を設定することになります。なお、可能な限りマリンメッセ福岡の運営への影響が少ない提案をお願いします。

4. 維持管理計画について

No.	議題	対話における確認事項	回答
4-1	駐車場供用開始の後退：維持管理期間の短縮について	本事業建設中の代替として設ける仮設駐車場(市事業整備)の利用を継続することで、本事業駐車場の供用開始期間を後退させて短縮することは可能でしょうか。	本事業駐車場は2020年5月1日に供用開始予定としており、遅延させることは認められません。

5. その他について

No.	議題	対話における確認事項	回答
5-1	物価変動のリスクについて	着工前の物価変動に伴う改定について現在採用予定の指数が、立体駐車場工種構成の実態に整合しない為、工種別の指数や鉄骨、生コンクリートの単品スライドなども含めての変更や協議を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	着工前における改定については、事業契約書(案)別紙6の「着工前における改定方法」によります。なお、事業契約書(案)別紙6に記載のとおり指数が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行うこととなります。
5-2	平成30年3月新労務単価適用について	平成30年2月28日『技能労働者への適切な賃金水準の確保について(財監299号)』にて、福岡市でも平成30年3月から新労務単価を適用することが発表されましたが、本事業公告(平成30年2月26日)における積算単価は、これに言う新労務単価ではなく、従来の労務単価(平成29年3月適用)でしょうか。	本事業におきましては、詳細な積算根拠は公表しておりません。
5-3	平成30年3月新労務単価適用について	本事業も、平成30年2月28日『技能労働者への適切な賃金水準の確保について(財監299号)』の「2 インフレスライド条項の適用等について」で示された「②平成30年3月1日以降に契約を締結する～(中略)平成29年3月適用の労務単価を適用して価格を積算しているもの」と解釈してよいでしょうか。	本事業におきましては、詳細な積算根拠は公表しておりません。
5-4	新収益認識会計基準に伴う費用増と本事業費について	平成29年12月14日に税制改正大綱において示された「長期割賦販売等の延払い基準の廃止」について、官民対話の結果1-6においても示された通り、貴市では『法案成立後に対応を検討される』とのことですから、法案が決定するのが、入札前の場合、予定価格に反映、入札後の場合、事業契約書(案)別紙7①②に該当し、契約変更により反映されるという解釈でよろしいでしょうか。	法案成立後、法案の内容等を確認のうえ、対応を検討いたします。